

「緊急事態宣言」延長に伴う市長メッセージ

2月7日を期限として発出されております国の2度目の「緊急事態宣言」が、埼玉県を含む10都府県において、3月7日まで延長されることとなりました。

市民の皆様には、緊急事態宣言中の「不要不急の外出、及び県境をまたぐ移動の自粛」、特に「午後8時以降の不要不急の夜間外出の自粛」、また、飲食店や遊興施設等を営む事業者の皆様におかれましても「午後8時までの営業時間の短縮」にご協力いただいておりますことに対しまして、改めて感謝申し上げます。

本市における、昨年4月から11月までの新型コロナウイルス感染症の感染者数は50人でしたが、12月に入ると78人、今年1月には92人に上り、感染の拡大に歯止めが掛からない状況が続いています。り患された皆様には心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈りいたします。また、り患された方やそのご家族、医療機関や医療関係者に対しての誹謗中傷は、決してあってはならないことです。人権侵害につながることをのないよう冷静な行動をお願いいたします。

国におきましては、現在、新型コロナウイルスワクチンの承認申請の審査が行われており、待ち望んでいたワクチンが、市民の皆様に接種される日も遠くない状況となりました。本市では、ワクチンが承認された場合は、万全な体制により市民の皆様へのワクチン接種を安全かつ速やかに実施するため、「新型コロナウイルスワクチン接種対策室」を設置するとともに、全庁を挙げて早急に準備を進めている状況です。

また、感染拡大により大きな影響を受けている市内経済につきましては、国の臨時交付金などを活用した本市独自の緊急経済対策を決定し、早期実施に向けて準備を進めてまいります。

市民の皆様、そして事業者の皆様には、感染への不安や営業時間の短縮など、長期間に渡り大変なご苦労とご負担をお掛けしておりますが、このひと月が正に正念場であり、皆様の行動が大切な人の命を守ることにつながります。

新型コロナウイルス感染症の感染者数の減少を確実なものとし、逼迫した医療提供体制を解消させるためにも「緊急事態宣言の延長」にご理解いただき、日中も含めた「不要不急の外出の自粛」などの要請に、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

令和3年2月5日

飯能市長

大 又 保 勝